

平成二十六年二月二十八日受領  
答 弁 第 四 三 号

内閣衆質一八六第四三号

平成二十六年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出有事の際の我が国への核持ち込みに対する政府の見解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出有事の際の我が国への核持ち込みに対する政府の見解に関する質問に対する答弁書

一及び二について

非核三原則は、これまで歴代の内閣総理大臣が繰り返し表明してきている政策であり、国家安全保障戦略（平成二十五年十二月十七日閣議決定）においても明記されているとおり、我が国は非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。安倍内閣として、非核三原則を守るとの基本方針を堅持する立場に変わりはない。

三について

お尋ねについては、一及び二について述べた立場の上で、平成二十六年二月十四日の衆議院予算委員会において岸田外務大臣が「岡田委員は外相時代に、今触れられましたが、国民の安全が危機的状況になったときに原理原則をあくまで守るのか、それとも例外をつくるのか、それはそのときの政権の判断すべきことで、将来にわたって縛ることはできないと思うと答弁されておりますし、重要なことは、国民に対してきちんと説明することだとも答弁されております。現政権もこの答弁を引き継いでおります。」と答

弁したとおりである。